

労働政策審議会職業能力開発分科会中央職業能力開発協会

の在り方に関する専門委員会設置要綱

1 趣旨

厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告書（平成 22 年 12 月 27 日）において、「中央労働災害防止協会は、設立根拠となる労働災害防止団体法の見直しを含めて、同法の趣旨に見合う適切な経営形態に移行するために、審議会において検討を始め、1 年を目途に結論を得る。同時に、他の全ての特別民間法人についても、同様の検討を始める。」とされたところである。

これを踏まえ、今般、特別民間法人である中央職業能力開発協会について、労働政策審議会職業能力開発分科会の下に公労使委員からなる「中央職業能力開発協会の在り方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という）を設置して、根拠法に基づく業務が遂行されているか、それにふさわしい経営形態となっているか等について、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- ① 根拠法に基づく業務が遂行されているか
- ② 法人役員への官庁OB の在籍状況・給与等は適正か
- ③ 十分なガバナンス体制となっているか
- ④ 十分な情報公開がなされているか
- ⑤ コンプライアンス違反がないか、また、独自の委員会を設けるなど、組織内のチェック体制は十分か
- ⑥ 自己収入化していくための取組や、自己収入を確保するための枠組みが整備されているか

3 専門委員会の構成等

- (1) 専門委員会は、職業能力開発分科会の公労使委員からの各 2 名と公認会計士 1 名の合計 7 名の別添の委員により構成されるものとする。
- (2) 専門委員会の構成員は能開分科会長が選出するものとする。
- (3) 専門委員会は、必要に応じて構成員以外の者の意見を聞くことができる。

4 専門委員会の運営

- (1) 専門委員会は、厚生労働省職業能力開発局長が、隨時、構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 専門委員会の庶務は、厚生労働省職業能力開発局能力評価課において行う。

5 会議及び議事録の公開

会議、議事録及び資料を公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができるとする。

以上